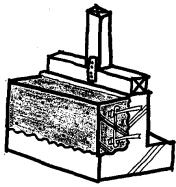


木造住宅を耐震改修される方は 事前に申請すると

最大 **120万円** もらえます



目的	木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。			
対象住宅	昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅、長屋、共同住宅 又は 併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のものに限る。） 西尾市が実施する 無料の耐震診断 の判定値が 1.0 未満の住宅			
対象工事	対象住宅の判定値を 1.0 以上かつ 0.3 加算した数値以上 とする 耐震改修工事 （増築を伴うものを含みます。） 注）1つの敷地で受けられる耐震改修費補助は、1回限りです。 ※ 瓦屋根の耐風改修補助（屋根の全面葺き替え・補助額最大 552,000 円）は、一緒に受ける ことができます。その場合、屋根の工事費を耐震改修工事費に含むことはできません。			
	耐震改修の主な例			
	※ 			
	屋根の葺替え	基礎補強 （新設や打増し）	壁補強 （構造用合板）	壁補強 （筋交いの新設）
補助の額	耐震改修工事費の額で、最大 120万円 （千円未満切捨て） / 代理受領制度を活用できます。			



交付**決定前**に
工事着手し
てはいけません